

「遊水地整備に伴う桜井地区の治水まちづくり検討協議会(第3回)」

次 第

日時:令和7年3月24日(月) 18時30分～

場所:佐久合同庁舎講堂

1 開 会

2 議 題

・協議会委員について

・各種議題について

①「維持管理」に関する方針

②「田んぼダム」への取り組み

③「防災施設(避難施設)」について

3 連絡事項

・令和7年度の予定について

4 閉 会

※ 本会終了後、各部会開催

遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 桜井地区の遊水地計画について、治水まちづくり検討準備会で整理された主なご意見を踏まえ、遊水地の基本諸元や内水被害の懸念、施設の維持管理・利活用、防災に強いまちづくり等について協議するため、遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 遊水地の計画に関する事
- (2) 遊水地施設の維持管理・利活用に関する事
- (3) 地権者に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の任務を達成するために必要な事

2 協議会は、部会から報告を受けた事項について、協議会として意思を表明する。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の構成団体から選出する。

- (1) 桜井地区区長会
- (2) 桜井地区住民代表
- (3) 桜井地区地権者代表
- (4) 長野県佐久地域振興局
- (5) 佐久市総務部、経済部、建設部
- (6) 長野県佐久建設事務所

2 委員は、推薦及び承認により途中から追加することができる。

3 委員は、オブザーバーから必要により意見を求めることができる。

(協議会)

第4条 協議会に協議会長（以下「会長」という。）及び協議副会長（以下「副会長」という。）を置き、それぞれ長野県佐久建設事務所長、佐久市建設部長とする。

2 会長は会務を総理し、副会長は会務の総理を補佐する。

3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集する。

5 協議会は、委員の内、桜井地区区長会・住民代表・地権者代表の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第5条 協議会には、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 計画

(2) 維持管理・利活用

(3) 地権者

- 2 各部会に部会長を置き、それぞれ佐久建設事務所整備課長、維持管理課長、用地課長とする。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 それぞれの部会は必要により単独で開催することができることとし、部会は部会長が招集し運営する。
- 5 部会は、委員の内、桜井地区区長会・住民代表・地権者代表の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会は協議結果を協議会に報告する。
- 7 委員は、複数の部会を兼務することができる。

(事務局)

第6条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、長野県佐久建設事務所に置く。
- 3 事務局に事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

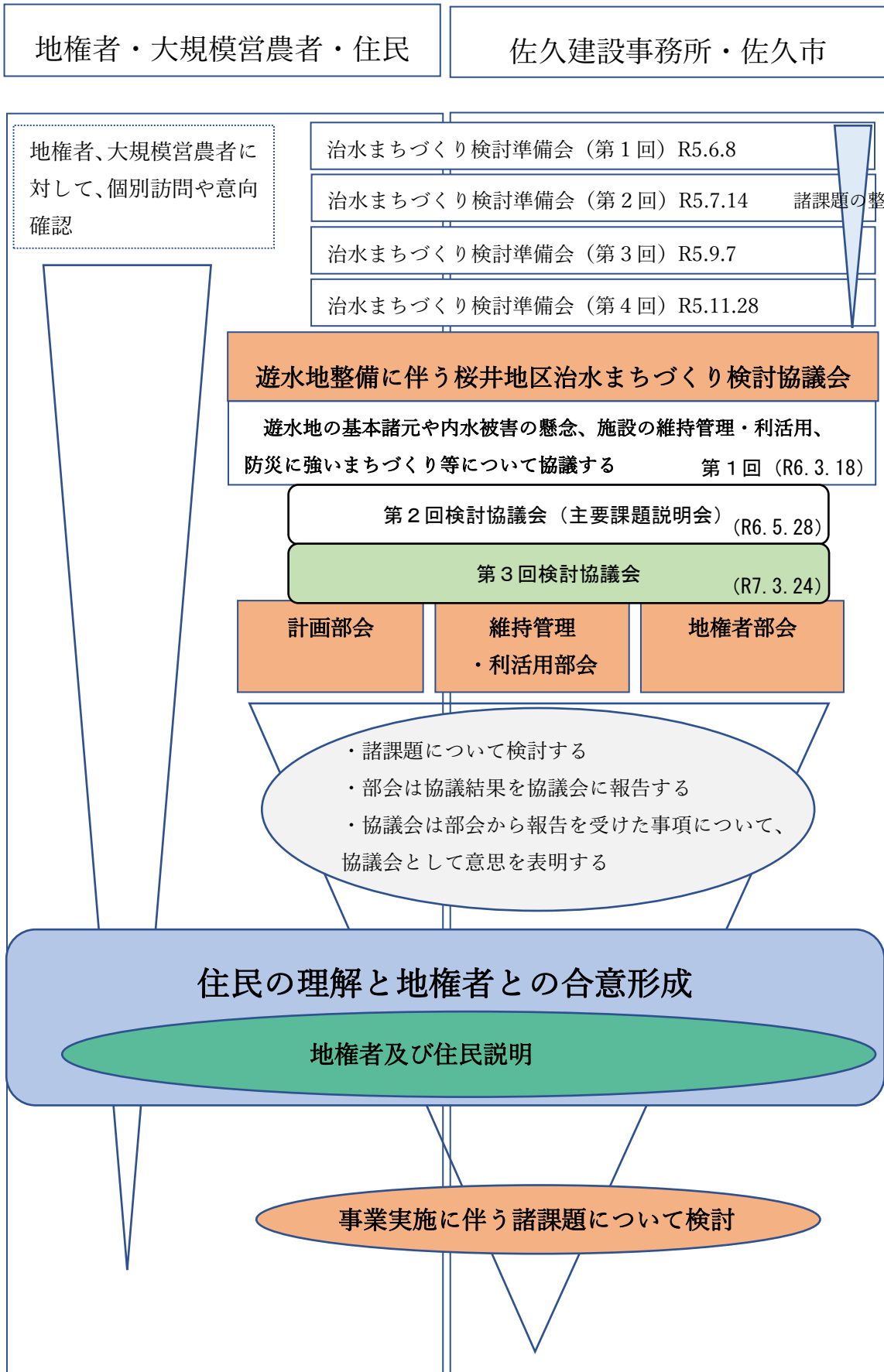
附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

桜井遊水地整備事業の流れ

佐久建設事務所



桜井遊水地の設置に関する河川管理者（長野県）の取組み

- 佐久市桜井地籍の（一）千曲川左岸に設置する桜井遊水地の維持管理については、河川管理者である長野県が責任を負うものである。
- また、桜井遊水地に接続する（一）千曲川の河川管理施設も同様である。
- 令和6年3月18日に設置された「遊水地整備に伴う桜井地区の治水まちづくり検討協議会」は、桜井遊水地及び接続する（一）千曲川の維持管理状況を注視し、その取組みに対して不足がある場合は、河川管理者である長野県に速やかな対応を要請するものとする。
- 河川管理者である長野県は、「遊水地整備に伴う桜井地区の治水まちづくり検討協議会」からの要請に対し、速やかな対応に努めるものとする。
- 以上、令和7年3月24日、桜井遊水地の設置に関する河川管理者（長野県）の考え方として、ここに「宣言」する。

長野県佐久建設事務所長

大瀬木 弘



図 対象範囲における田んぼの分布状況（流域を追加）

	千曲Ⅰ	千曲Ⅱ1	千曲Ⅱ2	千曲Ⅱ5 桜井遊水 地上流	桜井遊水 地上流
流域の総面積 (km ²)	275.00	126.20	13.00	350.40	764.60
田んぼの総面積 (km ²)	0.57	0.40	0.00	18.24	19.21
田んぼが占める割合 (%)	0.21	0.32	0.00	5.21	2.51

(参考) 防災拠点の設置例

三条（北陸地整）等で、地域の賑わい創出や地域活性化にも寄与する防災ステーションをMIIZEステーションと位置づけ役割を深化させている事例もある。

事例 河川防災ステーション

概要		洪水発生時の円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動の拠点。水防センター（市町村が水防活動を円滑に行う拠点）を併設している事例が多い	
用途・設置者	災害時	河川管理者	被災箇所の復旧工事のための材料備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両・防災ヘリの拠点等、河川防災関連施設
		市町村	水防センター
	平常時	河川管理者	—
		市町村	地域のコミュニティスペース、防災学習の場、川の情報発信拠点、トイレ、駐車場として水防センターを活用

いずれの施設設置についても交付金事業や起債事業の適用可能性あり

防災学習の場の事例
三条防災ステーション（新潟県三条市）



施設イメージ



水防センターの事例
嘉瀬川防災ステーション（佐賀県）



水防センターの事例（嘉瀬川防災ステーション、佐賀県）



留意点

- 河川防災ステーション整備計画を策定し、市町村と連名で水管理・国土保全局長に登録申請が必要。位置・規模等については水防センターとの調整が望まれる。また、他機関の有する防災関連施設と連携を図るため、地域防災計画や水防計画等との整合を図る必要がある。さらに、重要水防箇所や想定される水防活動及び緊急復旧活動に係る輸送路を勘案し策定する必要がある。
- 洪水等において周辺地域が浸水した場合であっても緊急復旧活動等が行えるよう計画堤防高以上に盛土することが基本となる。
- 避難場所や水防センターを併設する場合は、市町村と管理協定を締結し、適正な管理が求められる。

御影橋下の浚渫工事について

千曲川堆積土砂除去 (実施中)



○令和2年度	①
延長 450m	
土砂除去 35,700m ³	
工事期間 R3.5月～R4.3月	

○令和2年度	②
延長 340m	
土砂除去 25,500m ³	
工事期間 R3.5月～R4.2月	

○令和3年度	④
延長 620m	
土砂除去 22,800m ³	
工事期間 R4.5月～R5.2月	

○令和3年度	③
延長 330m	
土砂除去 15,800m ³	
工事期間 R4.5月～R5.2月	

○令和3年度	④
延長 620m	
土砂除去 22,800m ³	
工事期間 R4.5月～R5.2月	

○令和4年度	⑤
延長 400m	
土砂除去 18,600m ³	
工事期間 R5.3月～R5.12月	

○令和5年度(竣工)	⑥
延長 300m	
土砂除去 20,000m ³	
工事期間 R5.12月～R6.7月	

○令和5年度(竣工)	⑦
延長 400m	
土砂除去 18,500m ³	
工事期間 R6.2月～R6.8月	

○令和6年度(竣工)	⑧
延長 300m	
土砂除去 8,800m ³	
工事期間 R6.12月～R7.3月	

○令和6～7年度(施工中)	⑨
延長 500m	
土砂除去 18,000m ³	
工事期間 R6.11月～R7.12月(予定)	

○令和7年度(施工予定)	⑩
延長 200m	
土砂除去 13,000m ³	
工事期間 R7.5月～R7.12月(予定)	



令和7年度事業予定位置図

(浚渫工事を除く)

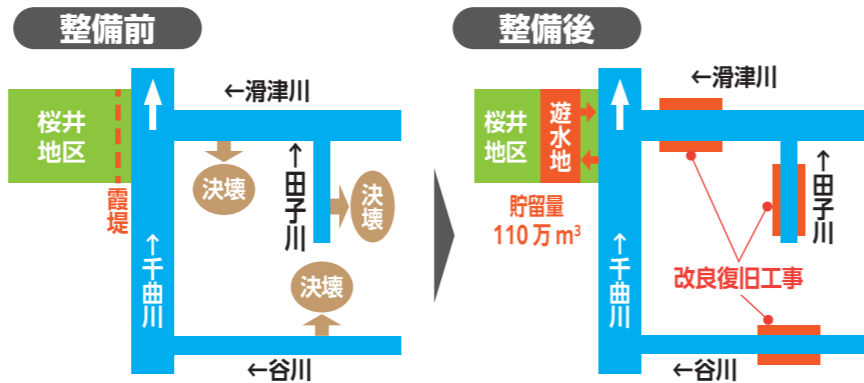


遊水地整備に伴う 桜井地区治水まちづくり 検討協議会の開催状況について

1 桜井遊水地の計画の概要

令和元年10月の台風第19号により、甚大な被害が発生した信濃川水系において、国、県（新潟県、長野県）、流域市町村が連携して取り組む施策を、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」として取りまとめました。そのうち、（一）千曲川の上流域にあたる佐久地域においては、本川の護岸整備、各支川の堤防整備、河道拡幅とともに、遊水地の設置を計画しております。

桜井遊水地は、滑津川、田子川、谷川の改良復旧工事により増えた流量を貯留するために設置します。これにより下流域への負担が軽減されることで千曲川の治水安全度を高めます。桜井遊水地の規模は110万m³の容量を有し、洪水時のカット流量は143m³/sを見込んでいます。



2 これまでの地元説明会等の開催状況

年度	開催日	名称	開催概要（配布資料の内容）
遊水地計画に関する説明			
令和2年度	2020年（令和2年）12月15日～22日	地元説明会（第1回）	● 遊水地の必要性、整備範囲
令和3年度	2021年（令和3年）9月27日～30日	地元説明会（第2回）	● 遊水地位置の選定の考え方、遊水地の構造（地元説明会（第1回）に対する回答）
	2022年（令和4年）2月～3月	地元説明会（第3回）	● 周囲堤と家屋との離隔、遊水地下流への効果（地元説明会（第2回）に対する回答）
令和4年度	2023年（令和5年）2月27日	地元説明会（第4回）	● 百々川の改修（地元説明会（第3回）に対する回答）、堤防高の見える化（地元説明会（第2回）に対する回答）

【追加して提示した主な事項】

① 堤防（周囲堤）と住宅の離隔を確保



② 堤防高（周囲堤）の見える化



③ 堤防等の補強



3 治水まちづくり検討準備会

【目的】桜井地区に計画している遊水地整備に係る治水まちづくり検討協議会を設置するまでの諸課題を整理するため、遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり検討準備会を設置しました。

治水まちづくり検討準備会

令和5年度	開催日	検討準備会（第○回）	検討準備会の設置要綱
	2023年（令和5年）6月8日	検討準備会（第1回）	● 検討準備会の設置要綱
	2023年（令和5年）7月14日	検討準備会（第2回）	● 遊水地の必要性（検討準備会（第1回）に対する回答）
	2023年（令和5年）9月7日	検討準備会（第3回）	● 遊水地整備後の湛水位（検討準備会（第2回）に対する回答）
	2023年（令和5年）11月28日	検討準備会（第4回）	● 御影橋の市道兼用の周囲堤の構造、道路嵩上げ計画（検討準備会（第3回）に対する回答）

① 計画に関すること

- 基本諸元について（設置位置、河床勾配等）
- 御影橋左岸付近の内水被害への懸念について
- 湛水時、水位による圧迫感について
- 北桜井地区を縦断する用水の内水被害への懸念について（遊水地へ放流）
- 百々川改修について
- 田んぼダムについて
- 防災（学習）・避難施設について

② 維持管理に関すること

- 千曲川本川の浚渫
- 立木伐採について
- 遊水地内の維持管理について

③ 用地に関すること

- 用地買収について
- 営農補償について



御影橋から下流の掘削状況

4 治水まちづくり検討協議会

治水まちづくり検討協議会

令和5年度	開催日	検討協議会（第○回）	検討協議会の設立
	2024年（令和6年）3月18日	検討協議会（第1回）	● 検討協議会の設立
令和6年度	2024年（令和6年）5月28日	主要課題説明会	● 緊急治水対策プロジェクト、田んぼダム

第1回 2024年（令和6年）3月18日には第1回検討協議会を開催し、治水まちづくり検討協議会の設立趣旨、組織図、設置要綱（案）、協議会委員名簿の説明を行いました。その際に、田んぼダムの取り組み状況に関してご意見を頂戴いたしました。

第2回 2024年（令和6年）5月28日に主要課題説明会を開催し、緊急治水対策プロジェクト（流域治水）と田んぼダムに関する説明を行いました。

① 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

長野県は、国、市町村と連携し、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指します。

今後も、国、県、市町村が連携・調整しながら、流域全体で再度災害防止に向けて、ハード・ソフト一体となった対策を、段階的かつ集中的に行ってまいります。



③ 委員への参加

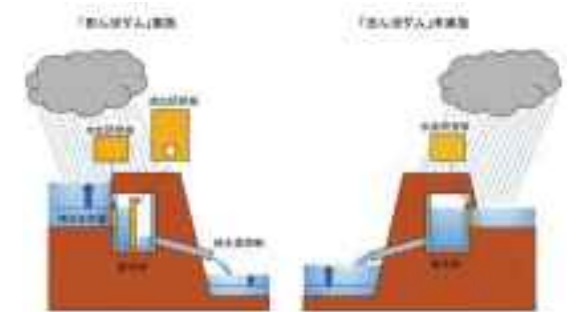
治水まちづくり検討協議会の委員は、地域の皆様からの推薦などで参加が可能となっています。人数に制限はありませんが、希望される方は下記までご連絡ください。

② 田んぼダム

検討協議会（第1回）で意見の挙がっていた「田んぼダム」に関する長野県の取り組み状況等について説明いたしました。

「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。

水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水をゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制することができます。





施設概要

- 令和元年 10 月の台風 19 号により甚大な被害が発生した佐久建設事務所管内の (一) 谷川、(一) 田子川、(一) 滑津川では、改良復旧により河川断面の拡幅工事を実施しています。
- 3 河川の改良復旧工事により、千曲川への流入量が増加するため、桜井地区に遊水地を設置し、千曲川の負担増加を解消するものです。

遊水地概要 面積：31ha 貯留量：110 万 m³

位置図



エリア A 横断図 A-A'



エリア B 横断図 B-B'

